

スポーツ審議会運営規則

(平成二十七年十二月二十四日 スポーツ審議会決定)

令和元年五月十五日一部改正

令和二年八月五日一部改正

スポーツ審議会令(平成二十七年政令第三百二十九号)第九条の規定に基づき、スポーツ審議会運営規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 スポーツ審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、スポーツ審議会令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 前項の場合において、会長が必要と認めるときは、Web 会議サービス(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。以下同じ。)を利用した審議会の会議を開くことができる。
- 3 第一項の場合において、会長は、審議会の会議を開く暇がなく、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

(部会)

第三条 部会の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。

- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 3 令第五条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(代理人の出席等)

第四条 会長以外の委員及び議事に関係のある臨時委員は、審議会の会議に出席する

ことができない場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、その代理人を審議会の会議に出席させて、発言をさせることができる。

- 2 委員及び議事に関係のある臨時委員は、他の委員及び代理人に議決権の行使を委任することはできない。

(Web 会議サービスを利用した出席)

第五条 会長以外の委員及び議事に関係のある臨時委員(その代理人を含む。以下「委員等」という。)は、審議会の会議に出席することができない場合において、あらかじめ会長の承認を得たときは、Web 会議サービスを利用して審議会の会議に出席することができる。

- 2 Web 会議サービスを利用した審議会の会議への出席は、令第六条第一項及び第二項に規定する出席に含めるものとする。なお、Web 会議サービスの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明を出席者相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web 会議サービスの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、Web 会議サービスを利用して審議会の会議に出席している委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web 会議サービスを利用した審議会の会議へ出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する部屋で行わなければならない。なお、次条第一項ただし書きの規定に基づき、審議会の会議が非公開で行われる場合は、委員等は審議会の会議を他の者に視聴させてはならない。

(会議の公開)

第六条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会の会議の公開の手續その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(利益相反)

第七条 会長及び委員等は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十一条第三項、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)第二十一条第二項及びスポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十五条の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族又は自己の関係する法人若しくは団体等に関する案件

については、審議に参加することができない。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、審議会の決定の日(平成二十七年十二月二十四日)から施行する。

附 則

この規則は、審議会の決定の日(令和元年五月十五日)から施行する。

附 則

この規則は、審議会の決定の日(令和二年八月五日)から施行する。